

【声明・要望】

「同意誤信」による性暴力をなくすために

全ての検察官と裁判官及び組織のトップが「性的同意」について認識を深めることを求めます

2025年12月10日
一般社団法人 Spring
lobbying@spring-voice.org

私たち一般社団法人 Spring は、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している被害当事者と支援者を中心とした団体です。

2023年6月、刑法の性犯罪に関する改正が成立し、「不同意性交等罪」が実現しました。刑法性犯罪規定に史上初めて「同意」の文言が明記され、「同意のない性行為」が処罰の対象であることが日本社会に明確に示されました。

しかし、「同意のない性行為」とは何か、つまり「性的同意」の中身については、まだ多くの国民に浸透していない現実があります。

内閣府は、「性的同意」について次のように説明しています。¹

性犯罪・性暴力とは

同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、

はっきり嫌だと言えない状況で性的な行為があっても、

それは本当の同意があったことにはなりません。

また、一つの行為に同意をしても、他の行為にも同意したことにはなりません。

同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。

2024年10月25日、大阪地検のトップであった元検事正が、部下の「酒に酔った女性に性的暴行を加えた」として準強制性交罪に問われた事件で、第1回公判でその起訴事実を認め、「被害者に深刻な被害を与えた」と謝罪しました。しかしその後、一転無罪を主張しました。その主訴は、「同意があると思っていた」でした。

私たちは、性暴力被害当事者団体として、「性的同意」の重要性をこれまでずっと訴え続けてきました。なぜなら、加害者が相手の同意を明確に確認しないまま性行為に及び、被害者が甚大なダメージを被るという性暴力が日本社会で長らく放置され、そしてそれが全て、はっきりと「NO」と言えなかったり、「NO」を加害者に聞き入れられなかつたりした被害者の責任とされてきたからです。

私たちが行った「性被害の実態調査」には5,899件の回答が寄せられましたが、性暴力の被害者ではっきりと拒絶の意思、行動を示せた件数はわずか1.3%だったことが明らかになりました。

だからこそ、内閣府でも、文科省でも、「性的同意」をしっかりとることが、「同意のない性行為=性暴力」を防ぐために最も必要なことだと、周知啓発に力を注いでいます。そして法務省でも、性犯罪の処罰規定が明確化され、改正前の事件あっても、8つの原因事由のもとで同意のない性行為が行われた場合、処罰の対象となり得ることが示され、多くの被害者が被害を訴え出やすくなるという、大きな社会の変化が起きています。

¹ [性犯罪・性暴力とは | 内閣府男女共同参画局 「性的同意」啓発動画\(政府広報\)](#)

一方で、性被害が発生した際に、捜査・起訴する検察のトップが、「性的同意」について前述のような認識では、その運用に大いに不安を抱かざるを得ず、加害者が適切に処罰されるのか、強い疑念も持たざるを得ません。また、裁判官も同様です。2024年6月と11月の那覇地裁での2件の「同意誤信」無罪判決、12月の大坂高裁での「同意の可能性あり」とした無罪判決の報道を見ても、果たして裁判官は「性的同意」及び「処罰範囲の明確化」についてしっかりと認識を深められているのか、強い疑問を抱かざるを得ません。

さらに、この間様々な組織において権力を持つ立場にある人たちが、「性的同意」について認識がないまま性行為に及び、甚大なダメージを負った被害者から告発される事態が発生しています。現状では、性暴力被害を受けた人たちにとって、告発を行う場合でも行わない場合でも、組織に所属し続けることが困難になり、結果として被害者が組織を去らざるを得ない状況が生じることが多くあります。性暴力を受けて精神的な安定がひどく奪われている状況において、所属組織からの離脱は被害者に対してさらなる負担を強いることになります。

また、組織の側から見ても、性暴力被害によって構成員の活動に影響が出ることは非常に大きなリスクであり、被害の予防から被害者支援まで、より包括的な対策が求められます。

このような状況を踏まえて、私たちは次のことを求めていきます。

1. 全ての裁判官及び検察官に対して、性被害の実態と内閣府の示す「性暴力」の定義、そして「性的同意」及び刑法性犯罪規定の処罰範囲が明確化されたことについての研修を義務化すること
2. 全ての組織のトップが「性的同意」や「被害者心理」について認識を深め、組織内に周知する仕組みを構築すること
多くの加害者は「自分の言動が問題だと認識していない」。そのため、全従業員を対象に、具体的な事例を交えた研修を実施し、性的同意やジェンダーバイアス、第三者介入の仕方、何が二次被害になるか等、二次被害防止について学ぶ機会を設ける。
3. 性暴力被害者が相談しやすい環境を整えるため、ハラスメントの相談窓口を企業の規模を問わず設置し機能させること
組織内で独立した立場で被害者を支援することが可能で、秘密保持が守られ、長期的に回復を助けることができる環境を整える。
4. 被害者が捜査機関に相談する際も支援する仕組みを構築すること
今回の法改正で、性暴力=性犯罪とその範囲が限りなく近づいたと明確になっていることを踏まえ、犯罪行為は絶対に許さないという姿勢を組織として示すためにも、被害者が捜査機関に相談を決意した場合は、全面的に支援する体制を整える。
5. 国や自治体がハラスメント防止に関する法律を強化し、ガイドラインを示し、企業の責任を明確化する。ガイドラインに沿ってしっかりと対応をとっている企業には認定マークを付与して、その取り組みを推奨するなど、社会全体にハラスメント防止を広げる施策を講じること
「性的同意」や「被害者心理」についての社内周知が定期的かつ十分な内容で行われているか、被害者の長期的な支援・加害者に対する処遇が適切に行われているか、組織内での秘密保持や報復行為禁止の原則が被害者の回復を助ける形で制定・運用されているか等について、国や自治体が具体的な指針を定め運用する。